

読売新聞にみる殺人関連事件の被疑者・被告人

——犯人視報道と実名報道の観点から

高 城 玲 奈¹

中 村 理²

1 研究の背景と目的

日本では犯罪事件が報じられる際、一般に実名報道がおこなわれてきた。実名報道とは「事件や事故の報道で、警察に逮捕された被疑者や事件・事故の被害者の実名を顕かにして読者・視聴者に伝えること」（井上 2013、p.119）である。本研究はこのうち、被害者ではなく、被疑者や被告人の実名報道に焦点を当てる。理由は、被疑者や被告人を実名で報道することの問題点が以前より指摘されてきたからである。以下では被疑者や被告人の実名報道に対する報道側の取り組みと、何が問題なのかを述べる。

1.1 実名報道をする側の論理

実名報道について、報道する側はどのような意義を打ち出しているだろうか。これについて読売新聞（読売新聞社 1995）と朝日新聞（朝日新聞事件報道小委員会 2012）の両社が共通して挙げる見解をまとめると、次の3つになる。1つ目は、実名が事実の基本要素であり、人の最も重要な関心事だという点である。2つ目は、実名が真実性・正確性を担保する点である。3つ目は、実名が捜査機関などの公権力を監視することにつながる点である。これら3つのほかに、朝日新聞は実名が出ないことによる犯人捜しや疑心暗鬼を避ける点を挙

¹ マルタカ林商株式会社

² 早稲田大学政治経済学部

げる。読売新聞はほかに、実名を出すことが報道する側の責任と緊張をもたらす点、および犯罪の抑止効果をもたらす点、を挙げる。最後の、実名が犯罪抑止につながるという考えは、報道が社会的な制裁機能を担うことを暗に意味する。

こうした報道側の行為は、表現の自由を重んじる立場から支持されてきた。日本国憲法第21条第1項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定める。この表現の自由のもとに、報道の自由も認められてきたのである。そのことに言及したのは最高裁判所大法廷（1969）³であった。判示によると、報道は「重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するもの」であるから、「事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにある」（最高裁判所大法廷1969）とした。実名報道も、この「国民の『知る権利』に奉仕する」ことを前提に正当化されてきた。

1.2 実名報道に反対する側の論理

一方、被疑者や被告人の実名報道は犯人視報道につながるものとして、無罪推定の原則から批判されてきた。無罪推定とは、人を罰することができるのは法律や裁判のみであるから、有罪判決を受けるまで、人は無罪の推定を受けるという原則（日本弁護士連合会1976、p.9）である。この原則があるにもかかわらず、報道は疑いのかかった人物を、「起訴前において、すでに、罪を犯した悪人として印象づけ」（日本弁護士連合会1976、p.1）てはいないだろうか、というのである。いわゆる犯人視報道である。日本弁護士連合会（1976）は犯人視報道の問題として、「被疑者の無実の訴えや弁解は」、マス・メディアと「同程度の強力な手段をもって社会に知らせる方法がな」（p.1）いことを指摘す

³ 法廷で問われたのは、福岡地裁の出したテレビ局へのフィルム提出命令が憲法第21条に違反するかどうかであった。福岡地裁は博多駅で起きた学生と機動隊の衝突を検証するため、最終的にフィルムの提出命令を出していた。

る。また、「ときとして友人・家族や出身地・勤務先まで詳しく言及される」(p.2) 状況が人権侵害にあたるとする。

実名報道は犯人視報道と深いつながりがある。浅野(2009)はある殺人事件でなされた報道を例に、「警察が犯人と断定しているからと言って被疑者を犯人と決めつけ」(犯人視報道)、「その氏名、住所、写真などを報道」(実名報道)して良いのだろうか(以上、p.59)と疑問を呈した。なぜなら、報道された人物が犯人でなければ、回復不可能な名誉・プライバシーの侵害となるからである。一方、犯人であっても、罰するのは裁判所であって、「マスコミが一般の犯罪者に社会的制裁を加えるのは間違っている」(浅野2009、p.59)と考えるからである。また、飯島(2013)は「犯人視報道がされなくても、逮捕された事実が実名で報道されるだけで、現在の日本社会では犯人のように扱われる現状がある」ため、「実名報道は究極の犯人視報道になっている」(p.115)とした。

こうしたことから、少なくとも被疑者の段階では匿名での報道がなされるべきだとも議論される。たとえば、日本弁護士連合会(1976)は疑いを向けられた人物について、「犯罪の動機や容疑者の生活など犯罪をめぐる関連事実を報道する必要」(p.104)は認めながらも、「氏名を公表することについては、その合理性ないし必要性を肯定することができない」(p.104)と指摘する。また、浅野(1984)はスウェーデンにならい、匿名報道を原則とすることを提案する。

刑が確定する前の人物についての報道は、2009年に裁判員制度が導入される際にも議論された。なぜなら、裁判に参加することになる国民が事前の報道から偏見を持って有罪・無罪を決することがあってはならないからである。たとえば、裁判員制度・刑事検討会(2003)は、裁判員(など)が事件に関する偏見を持たないよう、報道に配慮を求める規定を検討した⁴。2007年には当時の最高裁事務総局刑事局の平木正洋総括参事官が報道への疑問を呈した(平木2007)。平木は「裁判を行う前に、被疑者があたかも有罪であるかのような一

⁴ この規定はその後、報道する側が自主的な指針を設けることと引き換えに削除された(山口2013、p.66)。その自主的な指針は次節に示す。

法的な報道」がなされると、被疑者の「適正な裁判を受ける権利を著しく侵害」と指摘した。それを踏まえ、現状の犯罪報道は無罪推定の原則を無意味なものにするという懸念を示した。そして、具体的に次の7つが現状の犯罪報道の問題点だとした。1つ目は「捜査機関が取得した情報をあたかも事実であるかのように報道すること」である。2つ目は「被疑者が自白していることやその内容」を報道することである。3つ目は「被疑者の弁解が不合理であると指摘する報道」である。4つ目は「犯人性にかかわる証拠の内容」を報道することである。5つ目は被疑者の「前科前歴」を報道することである。6つ目は被疑者の「生い立ちや人間関係」を報道することである。7つ目は被疑者が「犯人であることを前提とし」た事件の「原因や社会的意味について」、「有識者、専門家のコメント」を報道することである（以上、すべて平木 2007、pp. 4-5）。

1.3 改善へ向けた動き

こうした批判を受け、報道する側はいくつかの改善に取り組んできた。ここでは新聞について、4つを紹介する。

1つ目は、1989年におこなわれた被疑者の呼び捨て廃止である。これは、それまで呼び捨てが通例であった被疑者に、「容疑者」という呼称をつけるようにするものだった。呼び捨てを廃止する理由は人権保護の観点からである⁵。このとき、読売新聞は「被疑者を呼び捨てにすると、あたかも有罪が確定した犯罪者であるかのような印象を読者に与える恐れ」があるとした（読売新聞社 1989）。また、「個人に社会的制裁を加えるのが、犯罪報道の目的ではない」（読売新聞社 1989）とも述べた。朝日新聞は「人々の人権意識が高まる一方、捜査が誤る場合もあることから、より慎重な報道を期」すとした（朝日新聞社 1989）。いずれにおいても犯人視報道の問題が意識されていたことが分かる。

⁵ ただし、そのきっかけには、いわゆる「3大新聞・3大虚報」による、市民の新聞に対する不信の高まりがあったとされる（山口 2013、p. 62）。

2つ目は、1990年代前半に続けておこなわれた改革である。朝日新聞は1990年に、「重大な凶悪事件を除き、被疑者の連行写真は使わない」と、「被疑者・被害者の顔写真もできるだけ控える」といった方針を打ち出した（朝日新聞社1990）。また、西日本新聞は全国の新聞で初めて「容疑者の言い分」を掲載するようにした（西日本新聞社社会部事件と人権取材班1993）。これは、1992年に全国で実施されるようになった当番弁護士制度を受け、西日本新聞が福岡県弁護士会と連動して被疑者の主張を伝えるようにした取り組みである。

3つ目は、2000年代初めにおこなわれた、報道する側の自主対策である（山口2009）。これらは、松本サリン事件（1994年）、オウム真理教をめぐる他の事件（1995年前後）、神戸連続児童殺傷事件（1997年）などの教訓を受けたものである。また、政府による報道の法規制へ向けた動きに呼応するものでもあった。新聞に絞ると、2000年に日本新聞協会が「新聞倫理綱領」を改訂し、新たに「人権の尊重」を項目に加えた。また、同じ2000年から2004年にかけて、新聞・通信各社がそれぞれに委員会を作り、第三者による報道の検証をできるようにした⁶（ここまで山口2009）。

4つ目は、2009年に始まった裁判員制度を契機とした改革である。裁判員制度の導入に際して犯罪報道のあり方が議論されたことは1.2で触れた。それに対して、日本新聞協会は表1にあるような取材・報道指針を打ち出したのである（日本新聞協会2008）。この新たな指針を受け、読売新聞は犯罪報道の記述スタイルを変更するとともに、報道上の留意点を定めた（読売新聞社2009a）。それらの概要を表1に続けて示す。それらは「『無罪推定』の大原則と、被告人が公平な裁判を受ける権利を保障した憲法37条の2点を、改めて意識した」（読売新聞社2009b）結果だという。ここでは割愛するが、朝日新聞も裁判員制度の導入に合わせた同様の改革をおこなった（朝日新聞事件報道小委

⁶ たとえば読売新聞は「新聞監査委員会顧問」を、朝日新聞は「報道と人権委員会」を置いた。新聞に絞らなければ、1997年に放送界の設立した「放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）」が最初であった。

表1 裁判員制度の導入に合わせた新聞の改善

日本新聞協会 取材・報道指針（2008年1月16日）（抜粋、一部要約）

- 捜査段階の供述の報道にあたっては、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する。
 - 被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは、当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う。
 - 事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する。
-

読売新聞 取材報道指針の概要（2009年2月27日）（抜粋、一部要約）

【記述スタイルの主な変更点】

- 逮捕が発表された時は、「発表によると〇〇の疑い」などと捜査機関の発表であることを明記し、従来の「調べによると」はできる限り使わない。
- 起訴原稿では、「起訴状では〇〇したとしている」などと記述する。
- 公式発表に準じる場合は「県警捜査1課長によると」などと取材源をできる限り明示する。
- 独自取材の場合は「捜査関係者」「県警幹部」などとする。
- 刑事裁判での検察側の冒頭陳述は断定調を避け、「検察側は冒頭陳述で〇〇と主張した」などと一方の当事者の見解であるとわかるようにする。

【報道上の留意点】

- 容疑者の成育歴に関する記事では「悪性」を誇張しないよう配慮する。
 - 捜査段階での識者コメントは、確定した事実に基づくものではないことがわかるよう表現する。
 - 刑事裁判に関する記述では、過剰な修飾や独自の意味付けを避け、情緒的・主観的な描写にならないよう工夫する。
-

員会 2012、pp. 22-23)。

1.4 リサーチ・クエスチョンと仮説

では、実際の犯罪報道は変化を遂げたのだろうか。これが本研究のリサーチ・クエスチョンである。以上の経緯を踏まえると、新聞紙面にあらわれる犯罪報道は1980年代から現在（2023年）までに大きく改善したと期待される。そこでは実名報道が控えられたり、実名報道があったとしても犯人視するよう

な描写は控えられたりするようになったのではないだろうか。

この期待を受け、本研究は読売新聞に掲載された殺人またはそれに準じる犯罪について、被疑者および被告人のどういった情報がどの情報源にもとづいて報じられたかを調べることにする。そのためにヒューマン・コーディングにもとづく内容分析を用いる。内容分析を用いた犯罪報道の量的な研究例には矢島(1991)や長谷(2006)などを挙げるができる。しかし、掲載された情報の内容を長期にわたって調べたものはない。そのため、本研究は貴重な量的結果を提供することになる。読売新聞を扱う理由についてはサンプリングとあわせて次章で述べる。殺人またはそれに準じる犯罪に絞る理由は2つある。1つ目の理由は、これらが罪の中でも最も重く深刻であるため、報道側の指針を効率的に試すことができると判断したからである。この背景には、被疑者や被告人の権利が、向けられた疑いの内容によって変わるわけではないという前提がある。2つ目の理由は、犯罪報道に占める殺人、殺人未遂、傷害致死の割合が突出して高い(矢島1991; 牧野2013)からである。

調査にあたり、本研究は以下の3つの仮説を検証する。

仮説1: 被疑者の報道は年とともに減り、被告人の報道が増える。

仮説2: 被疑者・被告人の情報源は年とともに多様化する。

仮説3: 被疑者・被告人の「氏名」「年齢」などの情報は年とともに減る。

仮説1は日本弁護士連合会(1976)の指摘にもとづく。それによると、日本の犯罪報道は「裁判の審理過程よりも起訴事実を、起訴事実よりも逮捕または取調着手時点における容疑事実を大きく取り扱う傾向が強い」(日本弁護士連合会1976, p.9)という。これが犯人視報道を助長していた。一方、無罪推定の原則が浸透すると、報道は罪の有無を判断する裁判側により重きを置くことが期待される。そのため、仮説1を設定した。参考までに、日米の犯罪報道を比較した五十嵐(1991)によると、日本では捜査段階での報道が、アメリカで

は裁判段階での報道と論評がそれぞれ多くを占めるという。牧野（2013）も同様に日米英の犯罪報道を比較し、アメリカとイギリスでは裁判・収監・釈放に関する報道の割合が日本よりも高いことを明らかにした（牧野の表5）。

仮説2は、犯人視報道からの脱却にもとづく。上で西日本新聞が被疑者の主張を伝える仕組みを導入したように、無罪推定の原則が浸透すれば、情報源は警察・検察にとどまらずに多様化するはずである。平木（2007）も「裁判を行う前」の「被疑者があたかも有罪であるかのような一方的な報道」（p.4；傍点は筆者による）に懸念を示した。そのため、仮説2を設定した。

仮説3は、被疑者・被告人の人権への配慮にもとづく。配慮が増せば、実名報道となる「氏名」を含め、本人の情報を記述する報道が減るはずである。実際、上にみたとおり、朝日新聞は1990年から被疑者の写真を控えるようにしたという。そのため、仮説3を設定した。

以上の3つの仮説に加え、本研究では被疑者の呼称も調べることにする。理由は、1989年に被疑者の呼び捨てが廃止されたので、それによる変化を確かめるためである。

2 分析法

2.1 記事収集と人物抽出

本研究は読売新聞を分析対象とした。一紙のみを取り上げた理由は、犯罪報道の状況は全国紙間で大きく変わらないと想定したためである。全国紙の中で読売新聞を選んだ理由は、読売新聞が全国紙における販売部数で1位（日本ABC協会2023）にあり、代表性を持つからである。

サンプリングにはクラスター抽出法（Krippendorff 1980）を用いた。ここでは1987年から5年おきに2022年まで、9月の1か月間に出された記事を対象とした。サンプリングをおこなった理由は、すべての記事を対象とするには数が膨大であったためである。年については、後述する読売新聞のデータベースが1986年以降に対応するため、終了側の年も勘案して1987年からとした。

月については特段の制約がなかったため、乱数によって9月を選んだ。

記事は読売新聞のデータベースであるヨミダス歴史館の「平成・令和1986～」から得た。本研究は1.4に述べたとおり、犯罪報道の中でも殺人またはそれに類するものに注目する。そのため、「殺人」と「殺害」の2語のうち、いずれかが含まれる記事⁷を取り出すこととした。また、記事はヨミダス歴史館上で「犯罪・事件」に分類されるものに限定した。記事収集に用いたこれらの条件を表2にまとめる。検索の結果、得られた記事は合計で559件であった。数の内訳を表3に示す。

次に、検索で得られた記事の中から分析対象とする人物を抽出した。対象としたのは、殺人、殺人未遂、殺人ほう助、殺人予備、またはこれらに類する罪（たとえば監禁致死）の疑いが向けられた、または確定した人物である。ただし、表4に示す条件にあてはまる記事や人物は対象から除外した。それらを除外した理由は、本研究の目的に沿わなかったり（たとえば海外で発生した事件）、匿名の報道が前提にされていたり（たとえば少年犯罪）するためである。この結果、分析の対象として残った記事は321件、人物のはのべ384人であった。数の内訳を表3に示す。のべ人数とした理由は、同一人物が複数の異なる記事に登場する場合があるためである。人物数が記事数よりも大きくなる理由は、1

表2 記事検索に用いた条件

データベース	ヨミダス歴史館（平成・令和1986～）
検索語	殺人 OR 殺害
検索方式	全文検索 （言葉の揺らぎを含める）
全国版・地域版選択	全国版
分類選択	事件・事故 → 犯罪・事件
発行形態	東京朝刊・東京夕刊

⁷ 参考までに、検索語に「殺傷」「刺殺」「絞殺」の3語を加えると、検索にかかる記事の総数は559件から3%（19件）増えるのみであった。そのため、「殺人」「殺害」の2語でおおよそ網羅的であったと言える。

表3 抽出された記事数・対象人物数

年月	検索で得た 記事数	分析対象 記事数	分析対象人物数 (のべ)
1987年9月	52	27	38
1992年9月	23	12	16
1997年9月	76	37	41
2002年9月	107	63	78
2007年9月	115	57	67
2012年9月	88	53	62
2017年9月	56	40	50
2022年9月	42	32	32
計	559	321	384

表4 記録から除外する記事・人物の条件

- 被疑者が不明であるもの。
- 当該人物が事件発生時に少年（20歳未満）であるもの。
- 時効が成立した事件のもの。
- 当該人物が精神障害を持つ、またはその疑いが強いもの。
- 海外で起こった事件で、当該人物が日本人ではないもの。
- 冤罪事件、または冤罪であることが強く推定される事件のもの。
- 被害者の情報だけが記されたもの。
- 殺人などに関連する記事ではあるが、当該人物についての記事とはいえないもの。
- 面名が「童話」など、フィクションのもの。
- 特定の事件を具体的に扱うものでなく、全体的な動向などを述べるもの。
- 当該人物の罪を殺人などへ位置づけるには難があるもの（たとえば危険運転致死）。

つの記事内に複数の対象人物が含まれる場合があるためである。

2.2 記録変数

対象として残ったのべ384人の人物について、記事本文とタイトルをもとに、ヒューマン・コーディングによる内容分析をおこなった。記録した変数は4つある。表5にそれらの概要を示す。いずれの変数も記録は人物を単位とした。

表5 変数

1 「段階」変数	
選択カテゴリー (3つ)	被疑者／被告人／受刑者
選択方式	いずれか1つ
2 「情報の種類」変数	
選択カテゴリー (9つ)	氏名／年齢／性別／住所／写真・絵／ 職業・親族／手口／動機／出身
選択方式	あてはまるものすべて
3 「情報源」変数	
選択カテゴリー (6つ)	警察／検察／当人・弁護士／証人／裁判所／ その他・不明確
選択方式	あてはまるものすべて
4 「呼称の有無」変数	
選択カテゴリー (2つ)	有／無
選択方式	(氏名が記載された場合に) いずれか1つ

以下に各変数について述べる。変数の詳細については別途公開するコーディング・マニュアル⁸を参照されたい。

1つ目は「段階」変数である。ここでは対象人物の置かれた報道時の段階について、「被疑者」「被告人」「受刑者」の3カテゴリーの中から1つを選択した。「被疑者」は「犯罪の嫌疑を受け、捜査機関による捜査の対象とされているが、まだ公訴を提起されていない者」(法令用語研究会 2012、p.960)とした⁹。「被告人」は「刑事訴訟において、罪を犯したものとして公訴を提起され、その裁判が確定していない者」(法令用語研究会 2012、p.962)とした。「受刑者」は裁判が確定して刑を受けている者とした。

2つ目は「情報の種類」変数である。ここでは対象人物の情報として提供さ

⁸ <https://semi.on-w.com/> に公開する。

⁹ 新聞上では被疑者は「容疑者」と置き換えられることがほとんどである。新聞での容疑者は「逮捕状が出された以後の段階」(新聞編集関係法制研究会 1970、p.76)に用いられる。

れたものについて、「氏名」「年齢」「性別」「住所」「写真・絵」「職業・親族」「手口」「動機」「出身」の9カテゴリの中からあてはまるものをすべて選択した。年齢には「30代」といったおおまかな表現を含めた。性別には「夫」など性別を特定できる表現を含めた。一方、氏名からの推定は含めなかった。「住所」は市区町村に続く「町名」等までが記されている場合に選択した。一方、市区町村までの場合には選択しなかった。「職業・親族」には、「会社員」「工具」「主婦」「無職」といった職に関する表現（ただし職業不詳を除く）だけでなく、「父」「甥」といった親族に関する表現を含めた。職業と親族は対象人物の所属を表す情報である。「出身」には、国籍や都道府県などを含めた。一方、氏名からの推定は含めなかった。なお、「手口」と「動機」は対象人物の属性といえるものではない。しかし、「世人に警告を与え、反省を促し、彼らを善導する」ための「犯罪をめぐる関連事実」（日本弁護士連合会 1976、p.104）とされることから、記録するカテゴリに加えた。

3つ目は「情報源」変数である。ここでは「情報の種類」に記録した情報の出所について、「警察」「検察」「当人・弁護人」「証人」「裁判所」「その他・不明確」の6カテゴリの中からあてはまるものをすべて選択した。このうち、「その他・不明確」には分析上の意味がないため、本稿の以降の報告からは除外する。

4つ目は「呼称の有無」変数である。ここでは氏名が記された場合に、呼び捨てにされずに「容疑者」「被告」「受刑者」「死刑囚」いずれかの語が付記されていれば「有」を、呼び捨てであれば「無」を選択した。

2.3 信頼性

コーディングの信頼性は、筆者らとは異なる2名にサブ・サンプルのコーディングを依頼することで検証した。ここではこの2名を外部コーダーと呼ぶことにする。これら外部コーダーは、ヒューマン・コーディングの経験があり、かつ本研究の策定に関与した履歴がないことを条件に、筆者らと同じ研究室に

属する学生から選んだ。外部コーダーに依頼した作業は次のとおりである。初めに、外部コーダーはコーディング・マニュアルを読み、内容を理解した。次に、1992年、2002年、2012年、2022年の記事について、筆者らのコーディング結果を参照することによってトレーニングをした。最後に、1987年、1997年、2007年、2017年¹⁰の中から系統抽出法によって抜き出された計54の記事¹¹をサブ・サンプルとして、コーディングをおこなった¹²。この間、外部コーダーは筆者らとコーディングに関する質疑を一切おこなわなかった。すなわち、外部コーダーはコーディング・マニュアルとトレーニング・サンプルだけに依拠してコーディングをおこなった。

これら54の記事について、計3名分（筆者らと外部コーダー2名）のコーディング結果から Krippendorff の α (Krippendorff 1980) を求めた。結果を表6に示す。Krippendorff (1980) は α の値に決まった基準はないとしながらも、 $\alpha > 0.80$ で確かな結果を、 $\alpha > 0.67$ で仮の用心深い結果を出すとした先行研究を紹介している。これに従うと、「段階」「情報の種類」「情報源」「呼称」

表6 コーディングの信頼性

変数	Krippendorff の α (上限・下限は95%信頼区間) ¹³		
「段階」	0.92	≤	0.98 ≤ 1.00
「情報の種類」	0.86	≤	0.90 ≤ 0.93
「情報源」	0.83	≤	0.89 ≤ 0.94
「呼称の有無」	0.77	≤	0.92 ≤ 1.00

¹⁰ トレーニング用とコーディング用で年を分けた理由は、トレーニング用の記事に出てくる人物がコーディング用の記事にも出てくることがないようにするためである。

¹¹ この系統抽出では、複数の記録対象人物が含まれる記事はとばすこととした。理由は、1記事内に複数の記録対象人物がいると、どの人物が記録対象なのかでコーダーが混乱したり、コーダーによって記録順序が違ったりするためである。

¹² ただし、外部コーダーには「情報の種類」変数の「写真・絵」カテゴリーはとばすよう指示した。理由は、「写真・絵」の解答は一意に決まるためである。

¹³ Krippendorff の α の信頼区間は、筆者らが次のサイトに公開する R のスクリプトを用い、Bootstrap 法によって求めた：<https://semi.on-w.com/>

の4変数はいずれも $\alpha > 0.80$ を満たす。したがって、これら4変数の信頼性は確保できたものと判断する。

3 結果と議論

3.1 記録変数の結果

コーディングの結果、明らかになった被疑者・被告人・受刑者の人数を表7に示す。表7をみると、罪が確定した後の受刑者が報じられることはわずか（全体の4.4%）であったことが分かる。そのため、本節の分析では受刑者を割愛する。全体では被疑者が多くみられ（60.2%）、被告人（35.4%）の1.7倍を占めた。この傾向が年によって変化したかをみるため、図1に年（横軸）ごとの「被疑者数÷被告人数」（縦軸）を示す。誤差棒は、被疑者数と被告人数のそれぞれをポアソン分布としたときの標準偏差から算出した。図1をみると、年を経るにつれて生じた変化といったものはないことが分かる¹⁴。1997年（の9月）に値が小さいのは、このときにオウム真理教をめぐる裁判が多く報じられたこ

表7 被疑者・被告人・受刑者の人数

年月	被疑者	被告人	受刑者	計
1987年9月	26	11	1	38
1992年9月	8	6	2	16
1997年9月	15	26	0	41
2002年9月	49	26	3	78
2007年9月	42	22	3	67
2012年9月	34	21	7	62
2017年9月	31	18	1	50
2022年9月	26	6	0	32
計	231	136	17	384
(%)	60.2	35.4	4.4	100.0

¹⁴ 実際、年を説明変数、被疑者数の被告人数に対する比を従属変数とする単回帰をあてはめても、有意な傾きは得られなかった。

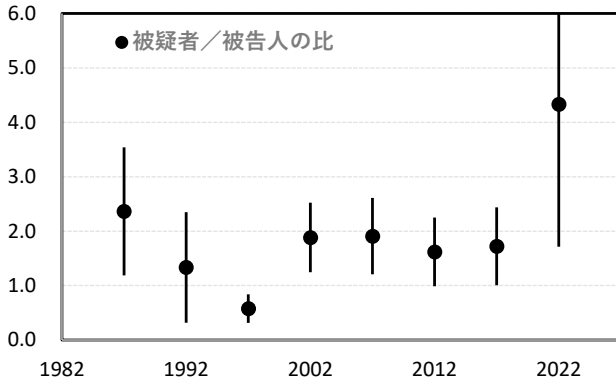


図1 被疑者数の被告人数に対する比

とによる。ただし、裁判の経過に重点が置かれたのは、このときのみだった。したがって、35年の間でみると、裁判よりも被疑者段階での報道が基本的に主であり、その姿勢に長期的な変化はなかったといえる。

次に、被疑者・被告人の報道に用いられた情報源をみる。はじめに、被疑者の報道について、各情報源がどれほど用いられたかを図2に示す。横軸は年、縦軸は被疑者数に対する各情報源の比率である。誤差棒は比率の標本誤差¹⁵を表す。情報源のうち、「証人」と「裁判所」は被疑者の報道にみられなかったため、図からは削除した。図2をみると、被疑者段階での報道は主に警察からの情報に依拠していることが分かる。また、その傾向は年によらないことが分かる。被疑者・弁護人が報道に関与することはほぼなく、圧倒的な非対称性が被疑者報道にはあるといえる。なお、2022年に弁護人が2回、登場している。これらはいずれも日本から海外に逃亡した外国人被疑者の、その国における弁護人が取材に答えたものである。したがって、一般的な日本の犯罪事例ではない。これらを除くと、弁護人が登場したのは2002年の1件のみとなる。

同様に、被告人の報道について、各情報源がどれほど用いられたかを図3に

¹⁵ 標本の大きさが n 、比率が p のとき、 $\sqrt{p \times (1-p) / n}$ 。

示す。横軸は年、縦軸は被告人数に対する各情報源の比率である。図3をみると、被告人の報道については、警察・検察だけでなく、被告人・弁護人などそれぞれの情報源が用いられていることが分かる。

情報源の多様性を客観的にみるため、被疑者と被告人それぞれの情報源について、ハーフィンダール・ハーシュマン指数 (HHI)¹⁶ を年ごとに計算した。

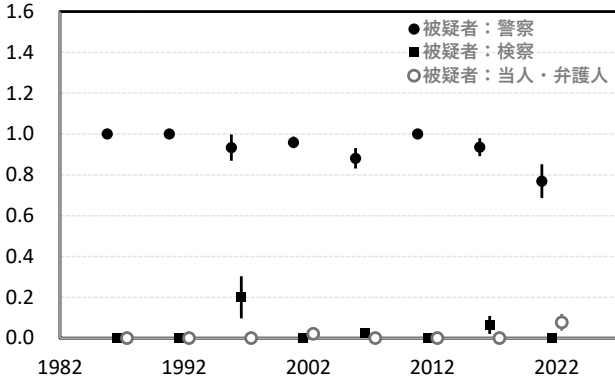


図2 被疑者が報道される際の情報源の割合

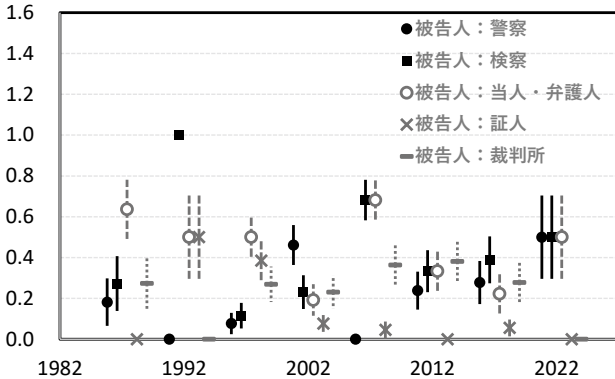


図3 被告人が報道される際の情報源の割合

¹⁶ 占有度や多様性の指標。 n 個の情報源が均等である場合、HHI は $10000/n$ になる。一方、占有度が高い（多様性が低い）ほど、HHI は 10000 に近づく。

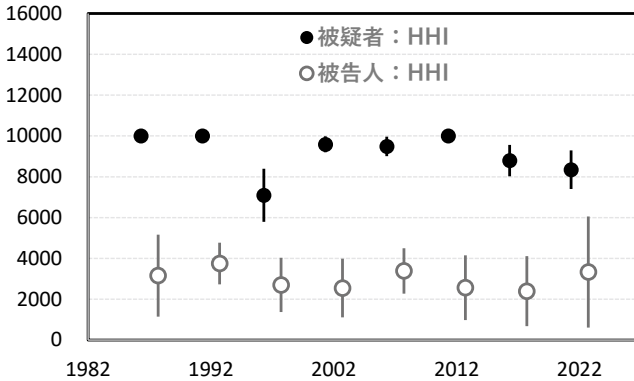


図4 情報源のハーフィンダール・ハーシュマン指数 (HHI)

その結果を図4に示す。これをみると、被告人については情報源が年によらず多様であることが分かる。一方、被疑者についてはほぼ年によらず情報源が一部に占有されていることが分かる。

次に、被疑者と被告人について、どのような情報がどれほど報道されたのかを図5の各パネルに示す。横軸は年、縦軸は各情報が対象人物に示された比率である。黒丸は被疑者、白丸は被告人、誤差棒は比率の標本誤差を表す。各パネルをみると、被疑者の「住所」以外では年を経るにしたがった変化は特段みられないことが分かる。以下、各情報を概観する。

被疑者の「氏名」は全231人のうち182人(182/231=78.8%)で示された。したがって、現状では疑いを向けられた時点で、多くの場合に実名が報道されることが分かる。実名が報道されなかった場合をみると、たとえば2017年には1つの発砲事件で6人の人物に殺人未遂の疑いがかかり、その中心人物が実名で、残り5人が匿名で報じられたものがあった。2017年にはそのように多数の共犯者として匿名であった人物が9人いた。この9人を除くと、実名報道されたのは22人中20人(20/22=90.9%)となる。そのため、2017年まで実名の割合が減少したようにみえる傾向は、実際には実名を出さないよう配慮があった結果ではないものと推察される。匿名であった残り2人(22-20)

のうち、1人は殺人未遂の容疑で逮捕されたことが実名で報じられた後、検察が不起訴とした際に匿名で報じられたものである。これは実名報道が実際に害を与えた例といえる。なお、被疑者の次の段階である被告人については、基本的に実名が報道されている（全136人のうち135人、99.3%）。

「年齢」は被疑者、被告人ともに示されることが大半であった。被疑者では231人のうち218人（ $218/231=94.4\%$ ）で、被告人では136人のうち135人（99.3%）で、「年齢」が示された。したがって、「年齢」は事件の人物を記述する重要な要素として扱われていることが分かる。

「性別」¹⁷は、被疑者231人のうち125人（54.1%）で、被告人136人のうち31人（22.8%）で、示された。したがって、「氏名」や「年齢」に比べると低かったといえる。ただし、「性別」は実際には「氏名」から推定できることが多い。このことから、「氏名」の示された割合に準じて「性別」も読者に伝わったものと推測される。

「住所」¹⁸は、被疑者231人のうち111人（48.1%）で、被告人136人のうち26人（19.1%）で、示された。図をみると、被疑者の「住所」は年を経るにつれて減少する傾向にあるようである。年を説明変数、「住所」が記される割合を従属変数とする単回帰をあてはめると、傾きが -0.011 （ p 値 $=0.009$ ）となる。この1次（直線）のトレンドは、1987年から2022年までの35年間で $0.011 \times 35 = 0.39$ だけ「住所」の記される割合が減ったことを意味する。一方、被告人ではもともと「住所」の記される割合が低く、長期の傾向も認められない。

「写真・絵」は、被疑者、被告人ともに示される割合が小さかった。被疑者では231人のうち20人（8.7%）で、被告人では136人のうち15人（11.0%）で、写真または絵が示されるにとどまった。

¹⁷ 本研究における「性別」の判定は、「男」「女」といった表現だけでなく、「夫」「主婦」といった、性別を特定できる表現を含む。一方、氏名からの推定は含まない（2.2参照）。

¹⁸ 本研究における「住所」は、市区町村より下のレベルまで記されている場合を指す（2.2参照）。

「職業・親族」は、被疑者、被告人ともに示される割合が大きかった。被疑者では231人のうち208人(90.0%)で、被告人では136人のうち111人(81.6%)で、「職業・親族」が示された。したがって、対象人物の社会的な関係性は、事件の人物を記述する重要な要素として扱われていることが分かる。

「手口」は、被疑者、被告人ともに示される割合が大きかった。ただし、「職業・親族」ほどではなかった。被疑者では231人のうち188人(81.4%)で、被告人では136人のうち89人(65.4%)で、「手口」が示された。被疑者の多くで示されたことから、「手口」は事件を記述する重要な要素として扱われていることが分かる。被告人でも同様であるが、その割合は被疑者よりは下であった。

「動機」は、被疑者、被告人ともに示される割合がある程度あった。ただし、「手口」ほどではなかった。被疑者では231人のうち146人(63.2%)で、被告人では136人のうち66人(48.5%)で、「動機」が示された。

「出身」は、被疑者、被告人ともに示される割合が小さかった。被疑者では231人のうち39人(16.9%)で、被告人では136人のうち7人(5.1%)で、「出身」が示された。ただし、1987年と1992年以降の間には質的な違いがある。それは、1992年以降は日本人の出身がほぼ記されなくなったというものである。その状況をみてみよう。1987年には38人の記録対象人物がおり、うち9人(38人の23.7%)で出身が示され、そのすべてが日本人とみられる人物¹⁹だった。一方、1992年には16人の記録対象人物がおり、うち出身が示された人物は0人(16人の0.0%)だった。1997年から2022年には330人の記録対象人物がおり、うち37人(330人の11.2%)で出身が示され、3人だけが日本人とみられる人物、残り34人が外国籍を明示された人物だった。このことから、1987年から1992年の間に日本人の「出身」を記す方針が変わったものとみられる。

¹⁹ 明示的に日本国籍だと示されていないが、出身が日本国内にあり、かつ日本人とみられる氏名を持つ人物。

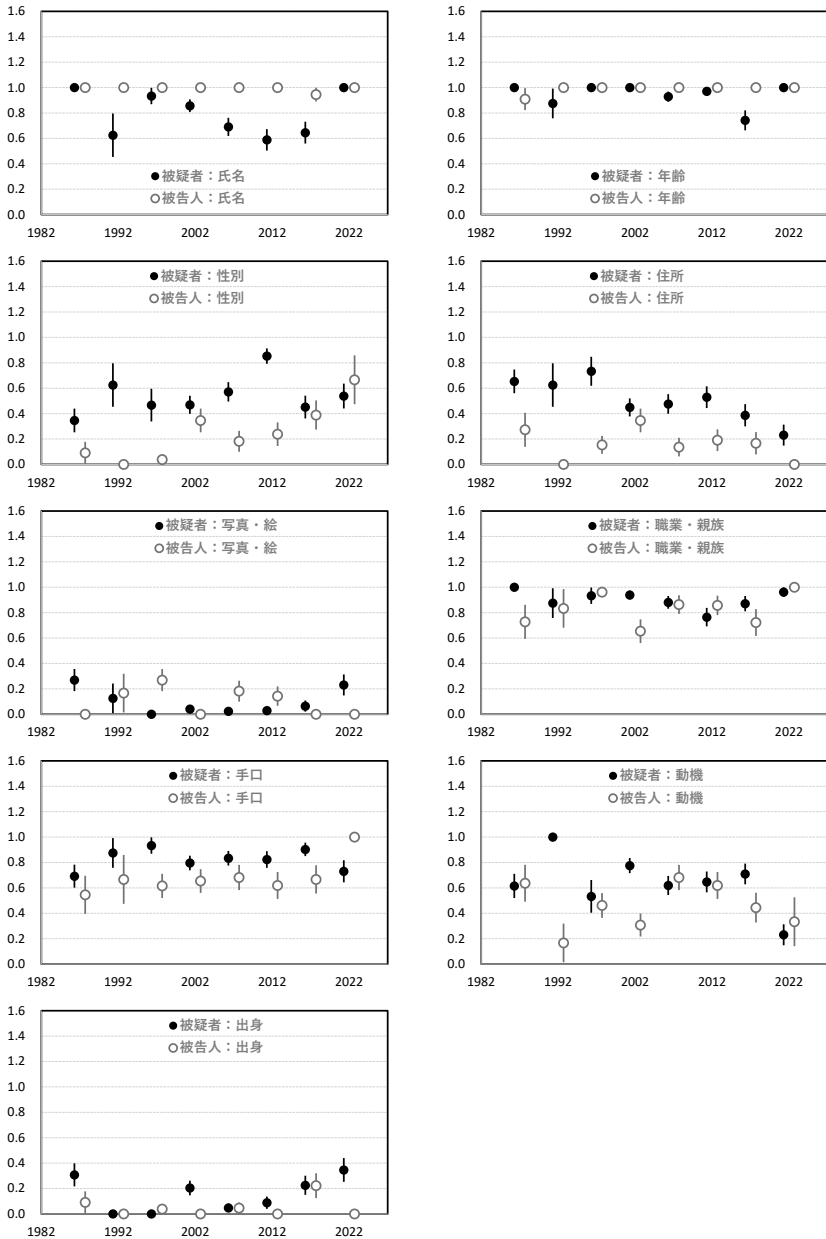


図5 各情報が報道される割合

最後に、対象人物の「呼称の有無」²⁰がどうであったかを図6に示す。図の見方は図5と同様である。ただし、縦軸は、「氏名」が記された人物に限定して、呼称が有りであった比率を出したものである。図6をみると、対象人物にはほとんどの場合に呼称がつけられたことが分かる。例外は1987年の被疑者である。この年のみ、被疑者はすべて呼び捨てであった。したがって、1987年から1992年の間に呼称を記す方針が変わったものとみられる。

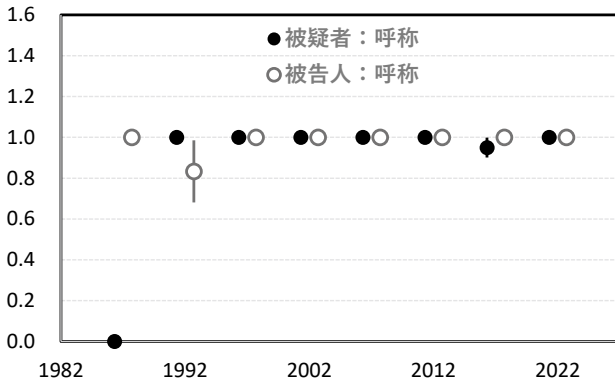


図6 氏名に呼称がつけられた割合

3.2 分析対象人物の分類

前節ではコーディングした4つの変数の結果をみた。本節ではそれらの結果から、分析対象となった人物がどのような群に分類できるかを量的にみる。

そのために、4つの変数の結果を用いて階層的クラスター分析をおこなった。分析に際して、「段階」変数は「被疑者段階」「被告人段階」「受刑者段階」の3つのダミー変数に置き換えた。たとえば「段階」変数が「被疑者」であった人物は、「被疑者段階」= 1、「被告人段階」= 0、「受刑者段階」= 0の3変数で表すようにした。他の変数およびカテゴリーはもともと「有り」か「無し」

²⁰ 本研究における「呼称の有無」は、氏名に続けて「容疑者」「被告」「受刑者」「死刑囚」といった呼称がつけられている場合に「呼称有り」とする(2.2参照)。

かの2値であるため、そのままとした²¹。階層的クラスター分析の実施後、クラスター間の距離がクラスター数によってどのように変化するかを評価した。その結果、適切なクラスター数は4と判断した。4つのクラスターの結果を表8に示す。人数以外の数値は、分析対象人物の全数384人に対するパーセントを表す。各パーセント値の相対的な突出を評価するため、実測度数から計算した調整済み標準化残差が2.58を超えるものについては、その背景色を灰色にした²²。「年」は階層的クラスター分析に用いていないが、表8の末尾に集計した。以下、表8をもとに各クラスターを概観する。

クラスター1は、主に「被告人」からなる人物群である。全体の35.4%を占める。このクラスターに属する人物については「氏名」「年齢」が報じられる一方で、他の人物群に比べると「住所」「手口」「動機」といった情報は低い方になる。情報源では相対的に「警察」が低く、「検察」「当人・弁護士」「証人」「裁判所」といった多様な出所がより多く用いられる。1997年に突出があるのは、オウム真理教の裁判で被告人がより多く登場したためとみられる。

クラスター2は、「氏名」の報じられた「被疑者」からなる人物群である。全体の47.4%を占める。このクラスターに属する人物については、「年齢」「住所」「職業・親族」「手口」「出身」といった情報がより多く報じられる。情報源は「警察」にかたよっている。

クラスター3は、「氏名」の報じられない「被疑者」からなる人物群である。全体の13.0%を占める。これはクラスター2より大幅に少ない。このクラスターに属する人物については、特にクラスター2と比べて相対的に報じられる情報が少ない。情報源はクラスター2と同様に「警察」にかたよっている。年に

²¹ 「呼称の有無」変数については、「氏名」のない人物は空欄のままにしてコーディングをおこなった。階層的クラスター分析に際し、それら空欄は「無」(＝呼称なし)に置き換えた。なお、クラスター化はJaccard距離・Ward法による。

²² 「2.58以上」は正規分布であれば片側で0.5%の領域である。ただし、表の中には値が0ないしは0に近い要素が散見されるため、調整済み標準化残差が確率と正確に対応するわけではない。そのため、「2.58以上」という基準は、突出が目立つかどうかを概観する「目安」として解釈されたい。

表8 階層的クラスター分析による人物の分類（人数以外は384人に対する%）

		Cluster-1	Cluster-2	Cluster-3	Cluster-4	計
	人数	136	182	50	16	384
		35.4	47.4	13.0	4.2	100.0
段階	被疑者	0.0	47.4	12.8	0.0	60.2
	被告人	35.2	0.0	0.3	0.0	35.4
	受刑者	0.3	0.0	0.0	4.2	4.4
氏名	有	35.4	47.4	0.0	3.4	86.2
	無	0.0	0.0	13.0	0.8	13.8
年齢	有	35.2	47.4	9.6	3.4	95.6
	無	0.3	0.0	3.4	0.8	4.4
性別	有	7.8	23.4	9.4	1.6	42.2
	無	27.6	24.0	3.6	2.6	57.8
住所	有	6.8	26.0	2.9	0.0	35.7
	無	28.6	21.4	10.2	4.2	64.3
写真・絵	有	3.9	5.2	0.0	0.0	9.1
	無	31.5	42.2	13.0	4.2	90.9
職業・親族	有	28.6	44.8	9.6	2.6	85.7
	無	6.8	2.6	3.4	1.6	14.3
手口	有	23.2	39.3	9.9	4.2	76.6
	無	12.2	8.1	3.1	0.0	23.4
動機	有	17.2	29.2	8.9	2.9	58.1
	無	18.2	18.2	4.2	1.3	41.9
出身	有	1.8	9.9	0.3	0.0	12.0
	無	33.6	37.5	12.8	4.2	88.0
警察	有	7.6	44.3	12.0	0.0	63.8
	無	27.9	3.1	1.0	4.2	36.2
検察	有	13.3	1.3	0.3	0.0	14.8
	無	22.1	46.1	12.8	4.2	85.2
当人・弁護士	有	14.8	0.8	0.0	1.0	16.7
	無	20.6	46.6	13.0	3.1	83.3
証人	有	4.4	0.0	0.0	0.0	4.4
	無	31.0	47.4	13.0	4.2	95.6
裁判所	有	9.6	0.0	0.0	2.3	12.0
	無	25.8	47.4	13.0	1.8	88.0
呼称	有	34.9	40.4	0.0	3.4	78.6
	無	0.5	7.0	13.0	0.8	21.4
年	1987	3.1	6.8	0.0	0.0	9.9
	1992	1.6	1.3	0.8	0.5	4.2
	1997	6.8	3.6	0.3	0.0	10.7
	2002	6.8	10.9	1.8	0.8	20.3
	2007	5.7	7.6	3.4	0.8	17.4
	2012	5.5	5.2	3.6	1.8	16.1
	2017	4.4	5.2	3.1	0.3	13.0
	2022	1.6	6.8	0.0	0.0	8.3

対する分布をみると、経年的な変化はなかったことが分かる。

クラスター4は、少数ながらも大半の「受刑者」を集めた人物群である。全体の4.2%を占める。

以上にみるように、殺人関連事件で報じられた人物を報道された内容から量的に分類すると、大きく4つの群を得ることができた。表8をみると、それらの群は結果的に「段階」と「氏名」が明瞭になるよう分かれたといえる。そして、氏名の報じられない被疑者群（クラスター3）は氏名の報じられた被疑者群（クラスター2）に比べて大幅に少なく、長期にわたる傾向もみられなかった。

3.3 仮説の検証と議論

はじめに、仮説1「被疑者の報道は年とともに減り、被告人の報道が増える」を検証する。この仮説が成り立つ場合、被疑者の被告人に対する比は年とともに小さくなるはずである。しかし、図1にそのような傾向はない。したがって、仮説1は成り立たないものと判断する。ここからは、1987年から2022年にかけて、被疑者の報道は被告人の報道に比べて多いままであったことが分かる。すなわち、日本弁護士連合会（1976）が当時に指摘した、「裁判の審理過程よりも起訴事実を、起訴事実よりも逮捕または取調着手時点における容疑事実を大きく取り扱う傾向」（p.9）が続いている。ここからは、被疑者に重きを置くことで犯人視報道を助長することが懸念される。この報道傾向は、アメリカとイギリスが裁判以降の段階に重きを置く傾向（矢島1991；牧野2013）と異なる。

次に、仮説2「被疑者・被告人の情報源は年とともに多様化する」を検証する。先に図3の被告人をみる。この図では1987年を含めて特に異なるといえる年は見当たらない。したがって、仮説のいう「年とともに」には当てはまらないため、被告人について仮説2は成り立たない。ただし、図3をみると、被告人についてはすでに多様な情報源が紙面にあらわれていた。したがって、罪を問う側と問われる側の対等な報道がなされていたといえる。このことは被告人のHHIが年によらず低い（図4）ことから確認できる。

一方、図2、図4の被疑者をみると状況はまったく異なる。図からは、被疑者の情報源が年によらず警察に偏り、被疑者・弁護人の話が聞かれることはほぼなかったことが分かる。ここには西日本新聞が1993年から取り組んだという「容疑者の言い分」を取り入れる動き（1.3参照）の波及もみられない。したがって、被疑者についても仮説2は成り立たない。以上からは、読売新聞の犯罪報道が被疑者段階に重きを置き（図1）、その内容をほぼ警察にのみ求めてきた（図2、図4）状況がみえる。このような中では、犯人視報道は構造的な問題だと理解されよう。そして、この構造は長期にわたって変わりが無い。日本の新聞の犯罪報道は互いに似ている（牧野2013）ことを考えると、同様のことは他紙でも起きている可能性がある。この構造を変えるには、報道する側が被疑者段階での報道に慎重になること、被告人段階により注目すること、被疑者段階でも逮捕・勾留の中で弁護士が報道に関与する意義を改めて検討すること、読者が犯人視への意識を変えること、が必要であろう。

続けて仮説3「被疑者・被告人の『氏名』『年齢』などの情報は年とともに減る」を検証する。図5では、「住所」と「出身」を除き、長期にわたる変化は認められなかった（3.1参照）。実名報道が控えられるようになったという期待もあったが、今回の結果からは「氏名」が減少する明瞭な傾向はなかった。これは、表8で「氏名」の示された被疑者（Cluster-2）と示されなかった被疑者（Cluster-3）の年に対する分布でも同様であった。被疑者・被告人の「職業・親族」は、長期にわたり高い割合での記載が続いている。「写真・絵」について、朝日新聞は1990年から顔写真を控える取り組みをしたという（1.3参照）が、今回の結果から読売新聞でもそうであるかは読み取ることができなかった。ただし、元々1987年に高い割合で示されていたわけでもなかった。一方で、「住所」は減少の傾向がみえる（3.1参照）。また、「出身」は1987年の時点でそう多く示されていたわけではないが、日本人に限定すると1992年以降に示されることが極端に減った（3.1参照）。

図5全体でみると、控えられるようになった情報が一部にある一方で、変化

がなく、特に被疑者について高い割合の続くものも散見される状況にある。ただし、こうした情報の大半をなくして意義ある事件報道が成り立つのかという疑問もある。そう考えると、1.2 でみたように、少なくとも被疑者の段階では匿名を原則とすることが、現状を改善する一つの方策であろう。

最後に、1989年以降は被疑者に呼称がつけられるようになったのかを確認する。図6をみると、確かに被疑者に呼称がつけられるようになったことが分かる。

4 まとめ

報道する側はこれまで、犯人視報道や実名報道を改善しようとする取り組みをおこなってきた。本研究は、そうした取り組みが実際の報道を変えたのかを明らかにすることを目的に据えた。そのために、読売新聞に掲載された殺人関連事件の被疑者・被告人について、氏名など当人を記述する情報がどれほど報じられたかを量的に調べた。具体的には、1987年から5年おきに2022年まで、9月に報じられた殺人関連事件を対象に、ヒューマン・コーディングにもとづく内容分析をおこなった。そして、それら事件に登場した被疑者・被告人・受刑者のべ384人について、氏名、年齢、性別、住所、職業・親族、手口、動機、出身といった情報の有無と、情報の出所、呼称のつけられ方を記録した。その結果、次の5つを明らかにし、また議論した。

1つ目は報道の段階についてである。調査の結果、報道では被告人よりも被疑者がより多く登場していた。また、そのことに長期での変化はなかった。このことから、事件報道は罪の有無を明らかにする裁判経過よりも、逮捕前後の動向に重きを置いてきたことが分かる。こうした報道態度が犯人視報道を助長する可能性がある。

2つ目は情報の出所についてである。調査の結果、被告人が報じられる際には、警察、検察、弁護側、証人、裁判所といった多様な情報源が用いられていた。一方、被疑者が報じられる際には、情報源はほぼ警察のみであった。また、

そのことに長期での変化はなかった。前項と合わせると、このような情報源の使い方が犯人視報道につながっているといえる。これを改善するには、報道する側が被疑者の報道に慎重になること、被告人により注目すること、被疑者段階でも弁護士が報道に関与する意義を改めて検討すること、読者が犯人視への意識を変えること、が必要であろう。

3つ目は情報そのものについてである。氏名、年齢、職業・親族といった情報は、被疑者・被告人ともに高い割合で報じられていた。また、それらに長期での変化はなかった。一方、住所の報じられる割合は年とともに減少する傾向にあった。また、日本人に限っては1992年以降、出身の示される割合が極端に減った。議論では、事件報道の意義を保ちながら犯人とされる人物の人権に配慮するという点で、匿名報道に言及した。

4つ目は呼称についてである。1987年時点で呼び捨てにされていた被疑者たちは、1992年以降、「被疑者」という呼称をつけられるようになった。

5つ目は分析対象となった384人の類型についてである。ヒューマン・コーディングで記録された変数から384人を階層的クラスタ分析によって量的に類型化したところ、4つの類型を見出した。それぞれ、「被告人」「氏名の報じられた被疑者」「匿名で報じられた被疑者」「受刑者」で主に構成される類型であった。

本研究は以上を明らかにしたが、今後に向けては次の4つを指摘する。1つ目は対象とする新聞についてである。本研究は読売新聞のみを扱ったが、他紙でどうであったかを確認することは日本の新聞の全体像をつかむために重要である。2つ目は対象とする犯罪についてである。本研究では殺人関連事件のみを扱ったが、他の犯罪に広げて犯罪報道の全体を知ることも重要である。この場合、罪の軽重で扱いが変わるのかはさらなる論点となろう。3つ目は対象とする被疑者・被告人についてである。本研究では表4にあてはまる記事・人物を除外した。その理由は、そうした条件のかからない「一般の」犯罪事例を調べるためである。一方で、表4にあてはまるもののうち、たとえば精神障害を

持つ人物の扱いには変化があったことも考えられる。配慮の全体をみるには、特定の条件にかかる被疑者・被告人を調べることも必要かもしれない。4つ目は分析する項目についてである。平木（2007）は犯罪報道における7つの具体的な問題点を示したので、今後はそれらがどう変化しているのかを見ることが望まれる。

以上にみたように、少なくとも殺人関連事件において、1987年から2022年にかけて、犯人視報道および実名報道の状況は大きく改善したとはいえないのが現状である。本研究の量的な結果が今後の報道のあり方を考える一助となれば幸いである。

謝辞：本研究の立案においては、早稲田大学政治経済学術院の川岸令和教授（2022年8月逝去）にもご指導をいただいた。ここに感謝と哀悼の意を表する。

参考文献

- 浅野健一『犯罪報道の犯罪』（学陽書房、1984）
 浅野健一『裁判員と「犯罪報道の犯罪」』（昭和堂、2009）
 朝日新聞事件報道小委員会『事件の取材と報道2012』（朝日新聞出版、2012）
 朝日新聞社「刑事事件の被疑者、呼び捨てやめませう〈社告〉」『朝日新聞』1989年12月1日朝刊、p.1
 朝日新聞社「被疑者の写真、慎重な扱いに（読者と新聞 編集局から）」『朝日新聞』1990年3月11日朝刊、p.5
 飯島滋明「実名犯罪報道を憲法から考える視点」『憲法から考える実名犯罪報道』飯島滋明編著、（現代人文社、2013）pp.111-118
 五十嵐二葉『犯罪報道』（岩波書店、1991）
 井上和樹「個人の尊厳性から見た実名犯罪報道」『憲法から考える実名犯罪報道』飯島滋明編著、（現代人文社、2013）pp.119-132
 Klaus Krippendorff, *Content Analysis: An Introduction to Its Methodology* (Beverly Hills: Sage Publications, 1980)
 最高裁判所大法廷「取材フィルム提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告」『刑集』23.11（1969）、p.1490
 裁判員制度・刑事検討会「第13回議事録」（司法制度改革推進本部事務局、2003）
 新聞編集関係法制研究会「新聞編集関係法制の研究 犯罪報道（Ⅱ）」『新聞研究』228

(1970)、pp. 71-79

西日本新聞社社会部事件と人権取材班「容疑者の言い分—事件と人権」(西日本新聞社、1993)

日本 ABC 協会 [編] 『新聞発行社レポート 半期 (2022 年 7 ~ 12 月)』 (日本 ABC 協会、2023)

日本新聞協会「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」『新聞研究』 679 (2008)、p. 14

日本弁護士連合会 [編] 『人権と報道』 (日本評論社、1976)

長谷邦彦「犯罪報道と不安社会—新聞記事・社説の変遷から」『Cosmica』 36 (2006)、pp. 51-68

平本正洋「公正な裁判と報道」『マスコミ倫理』 577 (2007)、pp. 4-5

法令用語研究会 [編] 『有斐閣法律用語辞典』 [第 4 版] (有斐閣、2012)

牧野智和「犯罪報道の国際比較分析—日米英三カ国の新聞報道を素材にして」『ソシオロジカル・ペーパーズ』 22 (2013)、pp. 95-108

矢島正見「犯罪報道の社会学的分析」『犯罪と非行』 90 (1991)、pp. 38-55

山口正紀「報道と人権」『テキストブック 現代の人権』 [第 4 版] 川人博編著、(日本評論社、2009) pp. 99-119

山口正紀「犯罪報道と報道基準の変遷」『憲法から考える実名犯罪報道』 飯島滋明編著、(現代人文社、2013) pp. 57-69

読売新聞社『新 書かれる立場 書く立場—読売新聞の [報道と人権]』 (読売新聞社、1995)

読売新聞社「なぜ呼び捨てをやめるか 報道と人権の調和 社会通念に立って」『読売新聞』 1989 年 12 月 1 日朝刊、p. 30

読売新聞社「裁判員制度と報道 読売新聞が指針 定着の手がかりに」『読売新聞』 2009(a) 年 2 月 27 日朝刊、p. 13

読売新聞社「読売新聞・報道と紙面を考える 第 3 回懇談会 変わる法廷、どう伝えるか」『読売新聞』 2009(b) 年 4 月 16 日朝刊、p. 13